

1-XX=技能1段階の方が受講できる教習番号、2-XX=技能2段階の方が受講できる教習番号で

注 1、学科「1-1」を受講しないと技能、学科共に教習を開始することができません。(先行学科)
2、技能と学科は同時進行です。技能1時限の教習中に1段階の学科(1-1～1-10)を、技能2段階の教習中に2段階の学科(2-1～2-16)を受講することになります。
3、学科2-15を受講しないと技能「自主経路」が、学科2-16を受講しないと技能の「高速教習」ができません。
4、学科2-1は技能「危険予測」を行った直後の時間を受講することになります。(ディスカッション方式で行います。)
5、仮免前テスト……学科第1段階1-1～1-10を受講したら受検し、合格しないと技能1段階の「みきわめ」が受けられません。(二輪車の仮免前テストはありません。)
6、卒検前テスト……学科第2段階2-1～2-16までを受講したら受検し、合格しないと技能2段階の「みきわめ」が受けられません。(二輪車も受検します。)
7、学科2-2、2-3、2-4(応急救護処置)は技能2段階に入ってから予約機で予約をとって受講します。
8、「原付技能2時限」は技能2段階に入ってから受付で予約をとって受講することになります。(オプション教習)

★＝大型、普通所持者が受講する学科番号

[illegible]